○南相馬市巣立ち応援１８歳祝い金支給実施要綱

令和４年３月２４日

告示第５６号

改正　令和４年１１月２９日告示第２２１号

令和５年３月２８日告示第７８号

（目的）

第１条　この告示は、１８歳を迎える市民に対し、巣立ち応援１８歳祝い金（以下、「祝い金」という。）を支給することにより、本市の次世代を担う子どもの成人を祝うとともに、地域への愛着の醸成を目的とする。

（支給対象者）

第２条　祝い金支給の対象となる者（以下、「支給対象者」という。）は、毎年度１０月１日現在（以下、「基準日」という。）において３月以上本市に住所を有し、支給対象年度に満１８歳となるものとする。ただし、支給対象年度に満１８歳となる者が、進学、結婚等を理由に市外に住所を有している場合は、親権者その他市長が認める者が基準日において３月以上本市に住所を有しているものを支給対象者とする。

（支給額）

第３条　祝い金の支給額は、支給対象者一人につき５万円とする。

（届出）

第４条　祝い金の支給を受けようとする者（以下「支給希望者」という。）は、次の各号に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

(1)　氏名

(2)　住所

(3)　連絡先電話番号等

(4)　祝い金振込口座情報

(5)　その他市長が必要と認める情報

２　届出の期限は、支給希望者が１８歳に達する日以後の最初の３月３１日までとする。

３　届出は、インターネットの届出フォームに入力して送信又は巣立ち応援１８歳祝い金支給届出書（別記様式）を市長に提出するものとする。

（代理による届出）

第５条　支給希望者が前条第１項の規定による届出ができないときは、支給希望者の代理人が届出を行うことができる。ただし、代理人となる者は、次の各号に掲げるものに限る。

(1)　法定代理人（親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人）

(2)　親族その他の平素から申請者本人の身の回りの世話をしている者等で市長が特に認める者

２　代理人が祝い金の支給の届出を行うときは、当該代理人は前条第１項の届出書の委任欄に記載の上、次の各号に掲げる資料を添えて市長に提出しなればならない。

(1)　代理人の本人確認書類（運転免許証等顔写真付きのもの）

(2)　支給対象者との続柄等関係性が分かる書類（戸籍証明書（戸籍謄本）等）（本籍が南相馬市以外の方又は公簿等による確認に同意できない方に限る。）

（祝い金の支給）

第６条　市長は、第４条及び前条の届出を受理したときは、支給希望者が１８歳になる年度の１月末日までの届出分は２月に、３月末日までの届出分は翌年度の４月に祝い金を支給するものとする。

（祝い金の支給に関する周知等）

第７条　市長は、祝い金支給事業の実施に当たり、支給対象者の要件、届出の方法、届出受付開始等の事業の概要について、広報その他の方法による住民への周知を行う。

（届出が行われなかった場合などの取扱い）

第８条　市長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、支給対象者から第４条第２項の申請期限までに同条の規定による届出を行わなかった場合、支給対象者が祝い金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

２　届出書の不備による振込不能等があり、市が確認等に努めたにもかかわらず届出書の補正が行われず、支給対象者の責に帰すべき事由により支給できなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

（祝い金の返還）

第９条　市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、既に交付した祝い金を返還させるものとする。

(1)　偽り、その他の不正な手段により祝い金の支給決定を受けたとき。

(2)　その他市長が不適当と認めたとき。

（その他）

第１０条　この告示に定めるもののほか、祝い金の支給に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この告示は、令和４年４月１日から施行する。

（この告知の失効）

２　この告示は、令和６年３月３１日限り、その効力を失う。

附　則（令和４年１１月２９日告示第２２１号）

この告示は、公布の日から施行する。

附　則（令和５年３月２８日告示第７８号）

この規則は、令和５年４月１日から施行する。



